

植木ポンプ場等運転及び保全管理業務委託 仕様書

第1章 総 則

(目的)

第1条 本仕様書は、熊本市（以下「委託者」という。）と受託者が契約を締結する植木ポンプ場及び植木処理区マンホールポンプ場（以下「植木ポンプ場等」という。）の運転及び保全管理業務に係る受託者が行うべき業務（以下「業務」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(業務の履行)

第2条 受託者は、植木ポンプ場等の機能が十分発揮できるよう、本仕様書及び特記仕様書、契約書、その他関係書類（現場説明を含む。）等に基づき、誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。

2 業務の履行にあたっては、下水道法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働基準法、労働安全衛生法、電気事業法、消防法その他関連法令が定める基準を遵守しなければならない。

(履行期間)

第3条 令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日までとする。

(業務の履行場所)

第4条 受託業務履行場所は、別紙1に掲げる熊本市北区植木町小野798番地 ほか32箇所とする。

(業務の範囲)

第5条 本業務の委託範囲は、特記仕様書に掲げる施設及び業務の範囲とする。

(業務の内容)

第6条 受託者が行う業務の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 植木ポンプ場の運転及び保全管理に関する業務
- (2) マンホールポンプ場の運転及び保全管理に関する業務

※業務の詳細については、特記仕様書によるものとする。

(業務管理)

第7条 受託者は、善良なる管理者の責任をもって、業務を履行しなければならない。

2 受託者は、植木ポンプ場等施設の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知し、施設の運転に精通するとともに、業務の実施にあたっては、常に問題意識を持ってこれにあたり、創意工夫し、施設の予防保全に努めること。

3 受託者は、豪雨、台風、地震その他の天災及び施設の機能に重大な支障が生じた場合に備え、緊急連絡体制を整えるとともに、常にこれに対処できるよう準備すること。

4 感染症が拡大しないよう、十分に注意を払うこと。また、罹患者が発生した場合でも本業務を継続できる体制を整えること。

(有資格者の配置)

第8条 業務の実施に際しては、法令等で定められた有資格者を配置すること。

(実施計画書)

第9条 受託者は、受託期間中における運転及び保全管理方法について、実施計画書を作成し、契約締結後速やかに委託者の承諾を受けなければならない。

2 実施計画書は、次の事項について記載するものとする。

- (1) 業務概要に関すること
- (2) 業務実施体制及び緊急連絡体制に関すること
- (3) 業務の工程に関すること
- (4) 業務の方法に関すること
- (5) 安全衛生管理に関すること
- (6) 各種報告書の様式
- (7) その他の必要事項

(総括責任者の選任及び職務)

第10条 受託者は、第3種下水道技術検定又は下水道管理技術認定試験合格者の中から業務の総括責任者を定め、氏名その他の必要事項を書面にて委託者へ通知する。総括責任者を変更したときも同様とする。

2 総括責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 業務の最高責任者として、業務従事者の指揮、監督を行うとともに、技術の向上及び事故の防止に努めること。
- (2) 契約書、本仕様書及び特記仕様書、完成図書、その他関係書類により、業務の目的、内容を十分理解し、施設の機能を把握することにより、業務の適性かつ円滑な遂行を図ること。
- (3) 常に状況を的確に掌握し、いかなる場合においても対処できる体制の確保に努めること。
- (4) 業務の履行にあたっては、監督員との連絡を密にし、必要があれば協議を行うこと。

(提出書類)

第11条 受託者が、委託者に提出すべき書類は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

- (1) 契約締結後遅滞なく提出する書類
 - ア 着手届及び業務工程表
 - イ 総括責任者、副総括責任者及び作業者届
 - ウ 実施計画書、災害防災計画書及び有資格者等一覧
 - エ 再委託（変更）承諾願（必要に応じて）
 - オ その他必要と認める書類
- (2) 提出する書類
 - ア 月間業務実行計画書 一式（当月分を前月末日まで）
 - イ 業務完了通知書
 - ウ 月間業務報告書 一式
- (3) 年度末提出する書類
 - ア 業務完了報告書（年報等） 一式
- (4) その他、上記以外に委託者が必要と認めた書類

2 提出した書類の内容等を変更する必要が生じたときは、直ちに変更届を提出すること。

第2章 安全管理

(法令等の遵守)

第12条 受託者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、電気

事業法、クレーン等安全規則、酸素欠乏症等防止規則、その他災害防止関係法令及び公害関係法令の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。

(安全管理)

第13条 受託者は業務の実施にあたり、安全に関する基準等を定め、安全の確保に十分留意すること。

2 事故の防止を図るため、安全管理については実施計画書に明示し、受託者の責任において実施すること。

(安全教育)

第14条 受託者は、作業に従事する者に対して、定期的に当該業務に関する安全教育を行い、業務従事者の安全意識の向上を図ること。

2 受託者は、業務に従事する者に対して、事故、その他災害が発生した場合の処置について、実地指導、訓練を行うこと。

3 受託者は、労働省令で定める酸素欠乏等危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

(労働災害の防止)

第15条 現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は、常時点検して、業務に従事する者の安全を図ること。

2 マンホール、管渠内などに出入りし、又はこれらの内部で作業を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏等危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を作業開始前と作業中は常時調査し、換気等の事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督員が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。

3 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガスなどが発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、監督員及び他関係機関へ緊急連絡を行い、その指示により適切な措置をとること。

4 クレーン等の取り扱いにあたっては必ず有資格者をあて、かつ、作業開始前の点検を必ず行うこと。

5 道路上に設置されているマンホールポンプ場の保守点検時には、交通整理要員を要所に配置し、交通に支障が出ないようにするとともに、作業者及び歩行者の安全を確保すること。

(その他の安全管理)

第16条 作業中は、必ず作業着とヘルメット及び安全靴等の保護具を着用すること。

2 万一、事故が発生した場合には、緊急連絡体制に従い直ちに監督員及び関係官公署に連絡するとともに、速やかに必要な措置を講ずること。

3 前項の通報後、受託者は事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により直ちに委託者へ届けること。

第3章 作業要領

(施設の運転及び保全管理)

第17条 受託者は、本仕様書、特記仕様書に定めるもののほか、業務の履行に必要とする関係法令、その他関係書類等を熟知し、委託者の定めるところに従って植木ポンプ場等を運転及び保全管理しなければならない。

2 受託者は、植木ポンプ場等の構造、機器の動作特性、性能、機能及び施設の重要性、目的等を熟知し、平常時はもとより、緊急時、異常時においても迅速かつ適切に処置できるよう心掛けなければならない。

(施設の保守点検)

第18条 受託者は、植木ポンプ場等における各機器等の性能、機能を確保するために必要な点検、整備、測定及び調査を行うものとする。

2 保守点検は、日常点検、定期点検、検知された異常に対して行う臨時点検及び簡易故障修理とする。また、法令等で定められた定期自主点検及び機器周辺の清掃も含むものとする。

(日常点検)

第19条 植木ポンプ場等の日常点検は、特記仕様書に掲げる頻度で行い、各施設及び機器等の運転状況を確認するとともに、異常の早期発見に努めなければならない。

2 日常点検により異常を発見した場合には、委託者に報告するとともに、速やかに適正な措置を講ずること。

(定期点検)

第20条 受託者は、本仕様書及び特記仕様書、完成図書等により、各施設及び設備機器の点検計画を定め、定期点検を行うものとするが、計画の策定にあたっては事前に監督員と協議すること。

2 定期点検の結果は定期点検表に記録し、委託者に報告するものとする。

(臨時点検)

第21条 臨時点検とは、施設の点検中又は故障警報等の発生により発見された故障、異常について、その原因を調査するために行う点検をいう。

2 臨時点検の結果、修理、調整が必要な場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、故障報告書等に記録し、委託者に報告するものとする。

(定期自主点検)

第22条 法令等に定期自主点検が義務づけられている機器等は、その規定に基づき点検を実施する。

ただし、委託者が別途に委託契約するものは除く。

(簡易故障修理及び補修塗装)

第23条 受託者は、点検により発見した不良箇所及び故障発生箇所のうち、手工具、支給材料等を用いて、現場にて修理可能なものについては、修理内容を委託者と協議のうえ処置しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、応急処置を行うとともに委託者に報告し、指示を受けなければならない。

2 受託者は、足場組を必要としない高さにおいて、さび、腐食等による剥離、錆防止等、設備機器の機能を維持するために、補修塗装を実施すること。

(搬出業務)

第24条 受託者は、植木ポンプ場等で発生する沈砂、し渣については、搬出計画を策定し搬出するものとするが、計画の策定にあたっては事前に委託者と協議すること。

2 搬出業務に従事する者は、関係各法令を遵守し、委託者が指定する搬出先まで安全かつ適切に搬出を行わなければならない。

(その他の業務)

第25条 受託者は、植木ポンプ場内及びその周辺の清掃に心掛け、不要な物品等は整理すること。

(異常時、緊急時の対応)

- 第26条 受託者は、夜間を含め停電、故障、事故、自然災害等の緊急事態が発生した場合は、あらかじめ定めた緊急連絡体制により出動し、対応を行うこと。
- 2 大雨、台風等の自然災害により、異常事態が生じると予想される場合は、出動態勢を整え、対応すること。
- 3 受託者は、災害時に二次災害が発生するおそれがある場合には、適切な措置を講じ災害の発生を未然に防止しなければならない。

(業務の記録)

- 第27条 受託者は、施設の運転状況、設備機器の状態、保守点検結果及び故障等の状況を報告書に記録し、必要に応じて写真等を添付のうえ、委託者に報告しなければならない。
- 2 受託者は、作業記録など業務の履行又は確認に必要な書類を整備し、委託者が提出を求めた場合は、受託者の機密に関する事項を除き、速やかに提出しなければならない。

(盗難、火災等の防止)

- 第28条 受託者は、各施設における機器、備品等の盗難の防止及び関係者以外の侵入者の防止に努めなければならない。
- 2 火災の防止にあたっては、施設毎に火元責任者を選び、火気の正確な取扱い及び火の後始末を徹底させ、火災の防止に努めなければならない。

第4章 そ の 他

(完成図書、器具等)

- 第29条 業務履行上必要とする完成図書、図面、特殊工具等は委託者が貸与する。
- 2 点検整備及び簡易故障修理に使用する工具類、測定器具、安全対策器具類については、受託者の負担とする。
- 3 受託者は、貸与品については台帳を作成し、その保管状況を常に把握し、破損、盗難、紛失等があった場合は、受託者がこれを弁償する。

(経費の負担)

- 第30条 受託者が業務履行上負担する経費は、受託者自らが業務の実施に係る直接的な事務費、業務の維持及び管理に必要な経費とし、特記仕様書第5条で定めるものとする。
- 2 委託者は、前項に掲げる費用以外を負担する。

(損害賠償及び補償)

- 第31条 受託者の過失により、施設に損害を与えた時は、直ちに監督員に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに原状復旧すること。
- 2 受託者は、作業にあたり、万一注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

(設計図書等の変更)

- 第32条 履行期間において新規マンホールポンプ場の供用が開始する場合、受託者は供用開始日より運転及び保全管理を行うこと。また、既設マンホールポンプ場の供用が廃止する場合、受託者は供用廃止日より運転及び保全管理業務を中止すること。なお、この追加又は廃止に伴う契約変更は年度末に一括して行うものとする。

(雑則)

第33条 本仕様書及び特記仕様書に明記されてない事項であっても、運転及び保全管理上当然必要とされる業務は、良識ある判断に基づき行わなければならない。

(疑義等)

第34条 本仕様書に疑義が生じた場合及び本仕様書に定めのない事項が生じた場合には、両者協議のうえ定めるものとする。

植木ポンプ場等運転及び保全管理業務委託 特記仕様書

(業務の概要)

第1条 本業務は、植木処理区に設置されている植木ポンプ場及びマンホールポンプ場（以下「植木ポンプ場等」という。）の性能を維持し常に適正かつ良好な状態を保つとともに、異常又は故障等の対応を行うものである。

(業務の範囲)

第2条 植木ポンプ場等運転及び保全管理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）第5条に規定する受託者が行う業務の範囲は、植木ポンプ場の施設全体及び植木処理区に設置するマンホールポンプ場の施設全体とする。

(業務の内容)

第3条 仕様書第6条の業務内容は、次のとおりとする。

(1) 植木ポンプ場

ア 運転監視業務

- (ア) 運転監視（週3回巡回管理）
- (イ) 運転データの記録及び報告
- (ウ) 異常時、緊急時の対応
- (エ) その他（工事等）の対応

イ 保守点検業務

- (ア) 点検基準に基づく保守点検（別紙2）
- (イ) 保守点検における記録、報告
- (ウ) 軽易な補修塗装（必要な場合）
- (エ) 簡易な故障修理、軽微な部品交換

ウ その他の業務

- (ア) 施設建物内の清掃
- (イ) ポンプ場敷地内の除草、樹木管理及び場内清掃（年3回）
- (ウ) ポンプ槽内清掃作業（月1回：高压洗浄機による。）
- (エ) ポンプ槽内部の沈砂除去（年3回）、し渣除去（年2回）
- (オ) 沈砂・し渣の搬出処分

(2) マンホールポンプ場

ア 運転監視業務

- (ア) 運転監視（月2回巡回管理）
- (イ) 運転データの記録及び報告
- (ウ) 異常時、緊急時の対応
- (エ) その他（工事等）の対応

イ 保守点検業務

- (ア) 点検基準に基づく保守点検（別紙3）

※1 令和8年度（2026年度）10月以降に供用開始予定の新規マンホールポンプ場については、年次点検を不要とする。

※2 宅内マンホールポンプ場については、供用開始した年度は点検を不要とする。

- (イ) 保守点検における記録、報告
- (ウ) 軽易な補修塗装（必要な場合）
- (エ) 簡易な故障修理、軽微な部品交換

ウ その他の業務

- (ア) ポンプ槽内清掃作業（月1回：高圧洗浄機による。）
- (イ) ポンプ槽内部の沈砂、し渣除去（年1回）

(3) 保全台帳及び保全履歴の整備

ア 受託者は、中継ポンプ場及びマンホールポンプ場で実施した運転監視業務、保守点検業務、その他の業務等について、委託者指定の下水道施設台帳システム（以下「WBC」という。）の保全台帳及び保全履歴にデータを入力するものとする。

イ WBC ログイン用のユーザー ID 及びパスワードは委託者から提供する。ただし、提供した情報は第三者に漏らしてはならない。

ウ 保全台帳及び保全履歴のデータは、常に最新のものとすること。

エ データ入力は、WBC 操作手順に従い行うこと。

（運転及び保全管理基準）

第4条 受託者が行う植木ポンプ場等の運転及び保全管理は、次のとおりとする。

(1) 植木ポンプ場

- ・別紙2の点検基準による運転状況等の確認を行う。
- ・汚水ポンプの運転は、水位による自動運転を原則とする。

(2) マンホールポンプ場

- ・別紙3の点検基準による運転状況等の確認を行う。
- ・汚水ポンプの運転は、水位による自動運転を原則とする。

2 故障通報等により故障が発生した場合は、早急に現場確認を行い、適切な処置を行うこと。また、故障等により運転に支障がある場合及び重大故障発生時には迅速な現場確認、応急措置とともに委託者に速やかに報告すること。

3 大雨、洪水、暴風警報発令時及び必要に応じて委託者が指示した場合には、水防態勢をとること。

4 大雨、洪水、暴風等により植木ポンプ場が長時間停電した場合は、非常用発電機を稼働させ流入下水の速やかな排除に努めること。また、マンホールポンプ場が長時間停電した場合は、35 [kVA] 以上の可搬式発電機を配置すること。

（経費の負担）

第5条 仕様書第30条に定める受託者が負担すべき経費は、次のとおりとする。

(1) 各種報告用紙、筆記用具、ファイル等の事務用品

(2) 各種作業服、各種靴、各種手袋、ヘルメット、安全マスク、保護眼鏡、空気呼吸器、硫化水素測定器、酸素濃度計等の安全保護具・機器

(3) 設備点検及び修理に係る点検工具、振動計、テスター、絶縁抵抗計、写真機、懐中電灯等の工具・器具（※特殊工具は、委託者が貸与する。）

(4) 業務実施上必要となる車両及び車両維持に係る費用

(5) モップ、デッキブラシ、水切り等の清掃用具及び除草用具

- (6) 充填、交換用の潤滑油類及び潤滑油類の交換により発生した廃油の処分費
- (7) 補修塗装用の塗料
- (8) 一般汎用品のボルト、ナット及びパッキン類等の消耗品。(※特殊部品については委託者が支給する。)

(有資格者等)

第6条 仕様書第8条の有資格者は、次のとおりとする。

- (1) 第3種下水道技術検定又は下水道管理技術認定試験合格者
- (2) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者
- (3) 小型移動式クレーン運転技能講習修了者
- (4) 玉掛け技能講習修了者
- (5) 第1種電気工事士
- (6) その他、委託者が必要と認めた資格

(道路上での作業)

第7条 マンホールポンプ場における道路上での作業の実施にあたっては、関係法令を遵守し、必ず所轄警察署の道路使用許可を受け実施すること。

2 作業中は必ず交通誘導員を配置し、作業員及び第三者の安全に十分留意すること。また、交通に支障が生じないよう実施すること。

(工事および委託等への対応)

第8条 受託者は、委託者が実施する工事および委託等が円滑に進められるよう対応しなければならない。工事および調査等に伴う機器の停止、試運転等について、立合いによる操作を行うこと。また、必要に応じ、清掃を含む準備作業を実施すること。

(別紙1) 植木ポンプ場及びマンホールポンプ場 一覧表

No.	ポンプ場名	住所	ゼンリン	遠方監視通報装置			備考
				クボタ	水神	協和	
1	植中(1)植木ポンプ場	北区植木町小野798番地	北区 P44 G4		○		
2	植(1)仁連塔	北区植木町広住178-41地内	北区 P51 F5	○			
3	植(2)岩野No.1	北区植木町岩野954地先	北区 P40 G4	○			
4	植(3)岩野No.2	北区植木町岩野865-18地先	北区 P40 I2		○		
5	植(4)広住No.1	北区植木町広住113-9地先	北区 P51 B1	○			
6	植(5)広住No.2	北区植木町広住382-3地先	北区 P51 B2	○			
7	植(6)舞尾(もうの)	北区植木町舞尾647-3地先	北区 P50 A3	○			深夜点検
8	植(7)広住No.3	北区植木町広住487-1地先	北区 P42 G4	○			
9	植(8)大和No.1	北区植木町鎧田670地先	北区 P72 D1	○			
10	植(9)大和No.2	北区植木町荻迫709地先	北区 P63 H2	○			
11	植(10)大和No.3	北区植木町滴水2263地先	北区 P61 I4	○			
12	植(11)滴水	北区植木町滴水526地先	北区 P49 J4	○			
13	植(12)広住No.4	北区植木町広住370-10地先	北区 P42 B5	○			
14	植(13)滴水No.2	北区植木町滴水2300-5地先	北区 P63 I3	○			
15	植(14)舞尾No.2	北区植木町舞尾765地先	北区 P49 J1	○			
16	植(15)広住No.5	北区植木町広住539地先	北区 P42 J4	○			
17	植(16)広住No.6	北区植木町広住352-5地先	北区 P42 D4	○			
18	植(17)大和団地	北区植木町大和2-1	北区 P62 F1				
19	植(18)投刀塚	北区植木町鎧田1001-1地先	北区 P64 C5	○			
20	植(19)改寄町No.1	北区改寄町2544地先	北区 P64 I1	○			
21	植(20)改寄町No.2	北区改寄町2510-5地先	北区 P64 H1	○			
22	植(21)鎧田No.1	北区植木町鎧田1655地先	北区 P73 C3	○			
23	植(22)鎧田No.2	北区植木町鎧田1726-3地先	北区 P73 A3	○			
24	植(23)鎧田No.3	北区植木町鎧田1187地先	北区 P73 A2	○			
25	植(24)岩野No.3	北区植木町岩野1279地先	北区 P33 H4		○		
26	植(25)滴水No.3	北区植木町滴水2207地先	北区 P61 G1	○			
27	植(26)広住No.7	北区植木町広住339-18地先	北区 P42 C4		○		
28	植(27)広住No.8	北区植木町広住461-21地先	北区 P42 E3		○		
29	植(28)投刀塚No.2	北区植木町投刀塚484-5地先	北区 P64 C2		○		
30	植(29)滴水No.4	北区植木町滴水175-1地先	北区 P64 B1	○			
31	植(30)岩野No.4	北区植木町岩野931-2地先	北区 P40 H4	○			
32	植(31)岩野No.5	北区植木町岩野1658-18地先	北区 P33 F3	○			
33	植(33)投刀塚No.3	北区植木町投刀塚39-1地先	北区 P64 A2		○		

(別紙2)

植木ポンプ場 点検基準

設備名	機器名	分類	日常点検	定期点検		
			週3回	1週間	1ヶ月	その他
沈砂池設備	ゲート	手動式	・開度の確認	・作動の確認	・全開・全閉の確認	6ヶ月
		電動式		・作動の確認 ・異音、振動の確認	・全開・全閉の確認 ・開閉時間、電流値の測定	
	除塵機械	手搔バースクリーン	・スクリーンかすの除去 (必要に応じて)			
		自動除塵機	・スクリーンかすの除去 (必要に応じて) ・温度、異音、振動の確認	・レーキの走行状態・チェーンの状態確認	・チェーンの張り確認 ・電流値の測定	
		し渣脱水機	・温度、異音、振動の確認		・電流値の測定 ・ホッパー、シリンダー内、ドレンホース内部の洗浄	
	除砂機械	サンドポンプ式	・異音、振動の確認		・電流値の測定	1年 ・本体の損傷確認 ・オイルの交換 (必要に応じて)
洗浄装置	搅拌槽式	・異音、振動、液位、作動の確認		・電流値の測定	3ヶ月	・グリスの補給 (搅拌プロワベアリング部) ・オイルの交換 (搅拌プロワギヤ部)
						1年 ・グリスの補給 (可動ゲートネジ部)
主ポンプ設備	ポンプ	水中汚水ポンプ	・異音、圧力、吐出量、振動、電流値の確認	・絶縁抵抗の測定	1年	・オイルの交換
	バルブ	手動弁	・開度、水漏れの確認	・作動の確認 ・グランドパッキンの確認	6ヶ月	・ネジ部のグリス塗布
					1年	・全開・全閉の確認

(別紙2)

植木ポンプ場 点検基準

設備名	機器名	分類	日常点検	定期点検			
			週3回	1週間	1ヶ月	その他	
主ポンプ設備	バルブ	電動弁	・開度、水漏れの確認		・作動の確認 ・グランドパッキンの確認	6ヶ月	・ネジ部のグリス塗布
		逆止弁	・水漏れの確認		・作動の確認		
	天井クレーン	電動式		・作動の確認	・クレーン定期自主点検表に準ずる		
脱臭設備	土壤脱臭		・臭気、通気抵抗値、散水量の確認		・除草（必要に応じて）	6ヶ月	・脱臭処理風量の確認（必要に応じて）
	脱臭ファン		・異音、温度、振動、圧力の確認		・電流値の測定 ・Vベルトの張りの確認	6ヶ月	・羽根の損傷の確認 ・オイルの交換
換気設備	送風機	送風機			・異音、温度、振動の確認	1年	・羽根の損傷の確認
	風道	吸込口及び吹出口	・吸出口、吸込口の異物付着確認				
		ダンパ類			・ダンパの開閉確認		
のその他	給水ユニット		・異音、温度、振動、圧力、水漏れの確認				
	配管		・水漏れの確認				
受電・動力設備	電線路	架空電線路			・標識、保護さくの状況確認 ・電線の高さ・他の工作物・植物との離隔距離の確認 ・端末部の腐食損傷の確認	1年	・外部、接続部の損傷・腐食・過熱・変形ゆるみの確認
		地中電線路					
	接地線	接地線			・端子箱の異常の確認	1年	・外部、接続部の損傷・腐食・過熱・変形ゆるみの確認

(別紙2)

植木ポンプ場 点検基準

設備名	機器名	分類	日常点検	定期点検		
			週3回	1週間	1ヶ月	その他
受電・動力設備	受変電設備	PAS・断路器・遮断器・避雷器・計器用変成器・開閉器類	<ul style="list-style-type: none"> 外観損傷の目視点検 表示器等による異常の有無確認 		<ul style="list-style-type: none"> 異物の付着確認 損傷、油漏れ及びき裂の確認 指示計、表示灯類の確認 異音、異臭、振動の確認 温度の確認 	1年 <ul style="list-style-type: none"> 外部、接続部の損傷・腐食・過熱・変形ゆるみの確認 付属装置の機能確認
		変圧器				
		コンデンサ				
		高圧リアクトル				
		ヒューズ類				
		保護継電器				
	負荷設備	制御盤	<ul style="list-style-type: none"> 異音、振動、過熱、異臭の確認 表示器等による異常の有無確認 			1年 <ul style="list-style-type: none"> 外部、接続部の損傷・腐食・過熱・変形ゆるみの確認 付属装置の機能確認
		現場操作盤				
自家発電設備	発電機	ディーゼル			<ul style="list-style-type: none"> 外観の確認、保守運転 損傷、き裂の確認、清掃 指示計、表示灯類の確認 異音、異臭、振動の確認 温度の確認 	3ヶ月 <ul style="list-style-type: none"> ボルト・ナットのゆるみ点検
用制電御源・設計設備	燃料小出槽		<ul style="list-style-type: none"> 外観、油量の確認 			6ヶ月 <ul style="list-style-type: none"> 水分、スラッジの有無確認
無停電電源装置	汎用ミニUPS		<ul style="list-style-type: none"> 異音、過熱、異臭の確認 表示器等による異常の有無確認 		<ul style="list-style-type: none"> 電圧、電流の確認 	1年 <ul style="list-style-type: none"> 汚損、損傷、過熱、ゆるみ及び断線の異常確認
電線路設備	架空電線路					<ul style="list-style-type: none"> 外観の確認 碍子のき裂確認 取付ボルトのゆるみ確認 ハンドホール内の点検清掃(必要に応じて排水作業)
	地中電線路					
	ケーブル配管					

(別紙2)

植木ポンプ場 点検基準

設備名	機器名	分類	日常点検	定期点検		
			週3回	1週間	1ヶ月	その他
計測設備	指示計器類	指示計	<ul style="list-style-type: none"> ・外観の確認 ・指示状況の確認 		<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ、ほこりの除去 	1年
		積算計				
		調節計				
		警報設定器				
計測設備	共通機器類	ディストビュータ	<ul style="list-style-type: none"> ・外観の確認 			1年
		信号変換器				
		避雷器				
	計測装置	液位計	<ul style="list-style-type: none"> ・外観の確認 ・指示状況の確認 		<ul style="list-style-type: none"> ・水位計センサ部の清掃 	1年
監視制御設備		開度計				
		流量計				
		監視装置	<ul style="list-style-type: none"> ・外観の確認 ・計器の異常の有無 ・表示灯の異常確認 			
		情報処理装置				
付帯設備	照明設備		<ul style="list-style-type: none"> ・外観の確認 ・表示灯の異常確認 			6ヶ月
	動力設備					
	自動火災報知設備					

クレーン定期自主点検表 (月1回)

項目	点検事項
装 安	過巻防止装置、その他安全装置
置 全	過負荷警報装置、その他警報装置
ブレーキ、クラッチ	異常の有無
ワイヤーロープ	異常の有無
吊りチェーン	異常の有無
吊り具 (フック、グラブパケット)	異常の有無
配線、集電装置、配電盤、開閉器	異常の有無
コントローラ	異常の有無

(別紙3)

マンホールポンプ場 点検基準

	項目	日常点検	定期点検		宅内MP点検
		月2回	月1回	年1回	
引込盤、制御盤	(1) 電力、電圧、電流、運転時間、運転回数の確認、記録	●			●
	(2) 外観（汚損、損傷）、過熱の確認	●			●
	(3) 球切れ、断線、ゆるみ、ヒューズの確認	●			●
	(4) 漏電遮断器の作動確認		●		●
	(5) 遠方監視通報装置の発報試験		●		
	(6) パトライトの確認		●		●
	(7) 絶縁抵抗測定		●		●
	(8) 接地抵抗測定			●	●
ポンプ	(1) 運転状況の確認（異音、振動、電流値の確認）	●			●
	(2) 着脱装置の機能点検			●	●
	(3) ポンプのオイル交換			●	オイル無
	(4) ポンプの分解点検 (インペラ、ライナー等の磨耗、シール状況確認)			●	●
配管	(1) 漏水、ジョイント部の確認	●			●
	(2) 逆止弁の点検（異音の確認）	●			●
	(3) 圧送先マンホールの内部確認			●	●
ポンプ井	(1) スカム発生状況の確認 (状況によりポンプの底引き運転実施)	●			●
	(2) 槽内清掃作業（高圧洗浄機）		●		●
	(3) 沈砂、し渣の除去			●	●
水位計	(1) 投込式水位計の点検、清掃	●			● (ポンプに付属)
	(2) フリクトスイッチの点検、清掃	●			

※別紙3に明記されてない事項で、必要と認められる点検は、両者協議のうえ実施するものとする。